

第5次千葉県住生活基本計画策定に係る調査・検討業務 企画提案 募集要項

本要項は、千葉県（以下「県」という。）が「第5次千葉県住生活基本計画策定に係る調査・検討業務」の企画提案を募集するにあたり、必要な事項を記載したものである。

1 業務委託名

第5次千葉県住生活基本計画策定に係る調査・検討業務

2 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月25日（木）まで

3 業務内容

第5次千葉県住生活基本計画策定に係る調査・検討業務企画提案仕様書に記載のとおり

4 委託料の上限額

29,491,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

5 応募資格

応募者は次の全ての要件を満たすこととする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （2）会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続きをしている団体でないこと。
- （3）千葉県における物品等入札参加業者適格者名簿に登載されている者であること。
- （4）募集開始の日から審査完了の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
- （5）募集開始の日から審査完了の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。
- （6）過去10年間に、官公庁又はその他団体（民間企業含む）から、住宅、まちづくりに関する調査、検討等の業務を受託した実績を有する者であること。
- （7）住宅、まちづくりに関する調査、検討等の業務の実績又は知見を有する技術者を配置できる者であること。

6 応募期限等

- （1）応募受付 令和7年6月23日（月）から応募受付開始
- （2）応募期限 令和7年7月7日（月）午後5時（必着）
- （3）応募方法 持参、郵送又はメール（FAXでの応募は不可）

※メールの添付容量は7.2MB まで。容量超えるデータの場合は、応募者の用意する大容量のデータ送信が可能なシステム等を使って受信することも可能。

※メール送信後、電話にて到達確認をすること。

(4) 提出物 提案書類一式

※紙媒体の場合は、正本1部、副本9部

※「8 応募書類」に沿って作成すること

(5) 提出先 「13 問合せ先・提出先」のとおり

7 質問受付・回答

(1) 本件に関する質問については、メールにより、第9号様式を用いて提出すること。

ただし、提案の状況、選定委員名等に関する質問は受け付けない。

(2) 受付期間：令和7年6月3日(火) から令和7年6月13日(金)午後5時まで

(3) 回答方法：質問に対する回答は、千葉県ホームページに公表する。

なお、質問内容によっては、回答しないことがある。

(4) 回答期限：令和7年6月19日(木)(予定)

(5) 質問先：「13 問合せ先・提出先」のとおり。

8 応募書類

提出書類一式は次のとおりとし、サイズはA4版とする。

(第1号様式) 企画提案申込書

(第2号様式) 法人等概要書

(第3号様式) 企画提案書

(第4号様式) 業務実績調書【企業】

(第5号様式) 業務実績調書【業務責任者】

(第6号様式) 業務実績調書【業務担当者】

(第7号様式) 業務委託費見積書(押印省略)

(第8号様式) 誓約書

9 審査・選考方法

(1) 審査方法

提出された企画提案書一式は、下記(3)の審査基準に基づき、選定委員会で書類審査及びプレゼンテーション・質疑応答等による審査を行い、最優秀提出者を選定する。受託候補者との契約協議が整わなかった場合を想定し、次点候補者も決定する。

なお、応募数が6件以上の場合、事務局で事前に下記(3)の審査基準に基づき書類選考を行う。

(2) 選定委員会

選定委員会は、令和7年7月下旬に開催を予定しており、実施の詳細については、企画提案者に別途通知する。

(3) 審査基準

以下の審査項目により総合的に評価し、選考する。

審査項目		審査内容	配点
1 実績 委託業務を遂行する上で必要な能力を有しているか	(1) 業務実績 (企業)	過去10年間に、以下に関する業務を受託した実績があるか。 ①住生活基本計画の策定、調査等 ②総合計画、住宅マスタープランなど住生活基本計画と同種又は類似の計画の策定、調査等 ③その他まちづくりに関する計画の調査、検討等	10
	(2) 業務実績 (業務責任者)	①資格及び専門分野等の適切性 ②類似性の高い業務の経験 ③その他の経歴	5
	(3) 業務実績 (業務担当者)	①資格及び専門分野等の適切性 ②類似性の高い業務の経験 ③その他の経歴	5
2 業務遂行能力 委託業務の的確な実施に当たって、どのように取り組むか	(1) 実施方針・体制等	①企画提案仕様書「第3条 業務内容」に対してどのような方針で業務を進めていくのか。 (委託業務の内容を理解し、住宅政策を取り巻く現状を踏まえた上で、業務実施の重要ポイント等を整理した提案であるか)	10
		②本業務を実施するために、どのような人員を配置し、どのような体制で業務を進めていくのか。 (発注者が求める業務を確実に実施できる人員配置か)	5
		③本業務を実施するために、どのようなスケジュールで進めていくのか。 (業務内容を理解し、発注者の意向を反映しながら遂行できる工程か)	5
3 企画提案 委託事業の内容を十分把握し、発注者が求める提案となっているか	(1) 住宅事情等の現状分析手法に関する提案	・住生活に関する現状を的確に把握し、計画見直しのために必要な項目抽出、分析手法について、有効な提案が示されているか。	20
	(2) 住宅政策の今後の課題と施策展開の調査・検討に関する提案	・重点的に取り組むべき課題の抽出及び施策展開の方向性の調査、検討するための手法として、実現性のある効果的な提案となっているか。	20

	(3) 千葉県の地域特性に応じた施策の方向性に関する提案	・ 千葉県の地域特性を捉えて、課題を整理し、施策の方向性を検討する上での効果的な手法について、提案が示されているか。	20
4 参考見積書	(1) 経費の妥当性	・ 委託の上限に対する見積価格 ※上限額 29,491,000 円を超えた提案は失格とする	
合 計			100

(4) 選定結果は、応募者全員にメールで通知する。

10 提案の無効に関する事項

次の一つに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- ア 「5 応募資格」のない者。
- イ 同一の企画提案に対して、2以上の提案をしたとき。
- ウ 同一の企画提案に対して、自己の他、他人の代理人を兼ねて提案したとき。
- エ 同一の企画提案に対して、2以上の代理人をしたとき。
- オ 提案に関連して談合等の不正行為があったとき。
- カ 金額、所在地、氏名又は認識しがたい見積又は金額を訂正した見積をしたとき。
- キ その他、提示した事項及び企画提案に関する条件に違反したとき。
- ク 委託料の上限額を上回るとき。

11 委託契約

上記9により選定した最優秀提案者を委託予定事業者とし、詳細な業務内容及び契約条件について協議し、合意した後に、委託契約を締結する。なお、契約に当たって協議が整わなかった場合は、次点者を委託予定事業者として協議を行う。

(1) 委託予定事業者の選定後の手続き

ア 契約の手続き

- ① 千葉県財務規則（以下「規則」という。）に定める随意契約の手続きにより、委託予定事業者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。
- ② 本業務の企画提案仕様書及び委託予定事業者の企画提案の内容は、本業務の目的達成のために必要と認められる場合、発注者と委託予定事業者との協議により、内容を変更することがある。

イ 契約保証金

当該業務の契約に際しては、規則第99条第1項の規定により、受注者は契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、規則第99条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除されることがある。

(2) 契約にあたっての主な留意事項

- ア 契約にあたっては、契約書を作成し、各 1 通を保有する。
- イ 業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、受託業務の一部の再委託について書面により発注者の承諾を得たときはこの限りではない。
- ウ 受託者は委託業務の実施のために業務委託料から支出したことについて、帳簿及び証拠書類を、委託業務終了の年度の翌年度から起算して 5 年間保管しておかなければならない。さらに、発注者は、必要と認めるときは、受注者に対し、当該帳簿及び証拠書類の提出を求めることができる。
- エ 委託料には、中間報告書及び事業完了後の完了報告書の作成経費を含む。
- オ 委託料の支払いは、契約書に記載の各会計年度の支払限度額により行うこととする。

1 2 その他

- ア 企画提案に要する経費は全て応募者の負担とする。
- イ 提出された書類等は返却しない。
- ウ 提出された書類等は千葉県情報公開条例（平成 1 2 年千葉県条例第 6 5 号）に基づき開示する場合がある。
- エ 提出された書類等を必要に応じて複写することがある。
- オ 提案内容には民間団体の秘密に属するものが含まれるため、審査は非公開で行うこととする。
- カ 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- キ 不測の事態等により、やむを得ず、募集を中止し、又は契約を締結しない場合がある。この場合、企画提案に要した経費は、全て提案者の負担とする。

1 3 問合せ先・提出先

千葉県県土整備部都市整備局 住宅課 住宅政策班 担当 長谷部、宮澤
〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号
電 話：043-223-3283
FAX：043-225-1850
メール：juutak7@mz.pref.chiba.lg.jp